

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）【電子入札】の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）及び佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成 2 0 年告示第 1 2 1 号）による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 6 年 12 月 25 日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 6 年度 中込地区都市構造再編集集中支援事業 サングリモ中込改修工事及び 中央グリーンモール交流施設新築工事 (建設部 都市計画課)
工 事 場 所	佐久市 中込一丁目地区
工 事 概 要	サングリモ中込 1 階 2 階改修工事 一式 1 階：シルバーサロン、地域交流センターを図書館へ改修 2 階：ミニ図書館をチャレンジ教室、つどいの広場をフリースペースへ改修 ほか 中央グリーンモール交流施設新築工事 一式 鉄骨造 平屋建鋼板葺延べ面積 9 3 m ² ほか
工 期	契約日から令和 8 年 5 月 29 日まで
入 札 方 式	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（工事成績等簡易型）の対象案件であり、佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。
備 考	佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第 3 条第 3 項の規定により、入札時において、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

2 入札参加資格要件

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - イ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当していないこと。
 - ウ 有資格者名簿に建築一式工事の登録があり、その等級格付けが A 級の者で、建築工事業について特定建設業の許可を有していること。
 - エ 主任技術者又は監理技術者として 1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士を配置できること。
 - オ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - カ 「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
 - キ 本店が佐久市内にあること。
 - ク 建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
 - ケ 配置技術者は、基準を満たす者で、入札日において配置できる予定者 3 名まで申請でき、落札候補者となった時点で、申請者の中から配置技術者を特定する。なお、原則として契約期間中は変更することはできない。
- (2) アからケまでの基準日は、入札公告日から落札決定の日までとする。また、必要に応じて確認のための書類の提出を求めることがあるので、その際は指定した期日までに提出をすること。
- (3) 総合評価落札方式の価格以外の評価点及び算定方法は、別に定める。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和6年12月25日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和6年12月26日（木）から 令和7年1月9日（木）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで。） ※右に示す提出書類のうち、⑤「市内業者施工予定調書」のみ、受付期間を 令和6年12月26日（木）から 令和7年1月17日（金）まで （最終日は午後5時15分まで）とする。	以下の書類を提出すること。 ・ 電子入札システムで提出する書類 ①佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第1号「事後審査型一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）」 ②佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第2号「価格以外の評価点申請書」（「工事成績点に係る算定表」等添付書類を含む。） ③配置（予定）技術者の資格及び雇用関係を証する書類 ④「事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）提出書類チェックシート」 ※②「価格以外の評価点申請書」に係る工事実績、技術者実績については、事前に発注課（建設部都市計画課）の確認印を受領したうえ、①～④の書類と併せて電子入札システムで提出するか、企画部契約課へ持参により提出すること。また、同申請書中の⑩市内本店業者の施工割合及び合計の欄については未記入で提出し、⑤「市内業者施工予定調書」の提出時に改めて記入すること。 <u>※④企画部契約課にて提出書類の事前確認は行いませんので、チェックシートを活用していただき、提出書類に不備等がないかを確認後、提出書類と併せてご提出ください。</u> ・ 企画部契約課へ持参により提出する書類（郵送不可） ⑤佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第7号「市内業者施工予定調書」
設計図書等の入手	令和6年12月25日（水）から 入札日まで	・市ホームページ、入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和7年1月10日（金）から 令和7年1月14日（火）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページよりダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（建設部 都市計画課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和7年1月16日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和7年1月27日（月） 午前8時30分から 令和7年1月28日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。 ・入札を辞退しようとするときは、入札書等の提出期限までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。
入札開札日時・場所	令和7年1月30日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 6階 601会議室
再度入札における入札書の提出期限	令和7年1月30日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。

総合評価に関する事項	(1) 総合評価の方法について - 総合評価点は、電子入札システムに入力された金額が予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて、次の算式により算定する。 総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点 - 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。 価格点 89.00 点 価格以外の評価点 11.00 点 - 価格点は、次の算式により算定する。 入札価格≥調査基準価格の場合 価格点＝配点（89.00 点）×〔1－（入札価格－調査基準価格）／調査基準価格〕 （小数点以下第 3 位四捨五入第 2 位止め） 入札価格＜調査基準価格の場合 価格点＝配点（89.00 点）× 1 ※1 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。 ※2 調査基準価格とは、低入札価格調査を行う基準となる価格とする。 - 価格以外の評価項目及び配点について 別紙の「価格以外の評価点及び算定方法」のとおり。 (2) 価格以外の評価点の公表等について - 公表日 令和 7 年 1 月 30 日（木） 入札開札後、入札情報システム及び佐久市企画部契約課（本庁 4 階）において閲覧にて公表する。 - 自らの価格以外の評価点に疑義があるときは、価格以外の評価点に係る疑義照会書（佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第 4 号）により照会することができる。 疑義照会期間 令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 3 日（月）まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 提出先 佐久市企画部契約課（本庁 4 階） 修正が生じた場合の公表日 令和 7 年 2 月 19 日（水） 佐久市企画部契約課（本庁 4 階）において閲覧にて公表する。
落札者の決定等	(1) 総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。 (2) 総合評価点の最も高い者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行が為されないおそれがあると認められる場合又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が高い者を落札候補者とする。 (3) 総合評価点の最も高い者が 2 人以上ある場合は、その者のうちで佐久市低入札価格調査制度実施要領第 3 条に規定する調査基準価格に最も近い価格を提示した者を落札候補者とする。この場合において、調査基準価格に最も近い価格を提示した者が 2 人以上ある場合は、当該入札者の電子入札システムに入力した入札書の 3 桁のくじ番号により落札候補者を決定する。 (4) 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 (5) 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合は失格とし、次順位者から順次入札参加資格確認書類の提出を求めて資格審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 (6) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 (7) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、連絡する。 (8) 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱様式第 4 号）により通知する。

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写)」 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 (2) 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに提出すること。 なお、郵送による提出は認めないものとする。 (3) 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	(1) 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 (2) やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 (3) 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 (4) 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用あり (1) 調査基準価格は、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱第3条及び第4条の規定を準用して算出した額とする。 (2) 失格基準価格は、入札書比較価格の100分の70の額とする。 (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は次のとおりとする。 ア 最低価格入札者であっても必ずしも落札候補者とならない。 イ 調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならない。また、工事担当課の調査に応じなければならない。 (4) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格とする。 (5) 調査に関する書類及び判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表する。
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の100分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用あり

入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第 8 条の規定による。
-------	---

5 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市総合評価落札方式実施要綱、佐久市財務規則、佐久市低入札価格調査制度実施要領及び佐久市建設工事事務処理規程別記入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部都市計画課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3404（直通）